

開発行為等に関する協議の手続きについて

消防局では、都市計画法第32条協議及び川崎市総合調整条例第19条協議を「協議結果申請書」により実施します。

1 ご用意していただく書類

(1) 協議結果申請書 3部（正本1部、副本2部）

副本は正本のコピーで構いません。

(2) 図面 各3部

ア 案内図

イ 土地利用計画図（または配置図）

消防活動空地及び防火水槽等を設置する場合は、位置を図面に明記してください。

ウ 消防水利図

有効消防水利を中心に用途地域の基準に合わせた大きさの円を描き、事業区域がすべて収まるようにしてください。案内図及び配置図に記入していただいても構いません。

[用途地域別の円径]

商業地域、近接商業地域、工業地域、工業専用地域

半径100メートル

その他の地域

半径120メートル

エ 建物平面図、立面図（※4階以上又は軒高15メートル以上の場合）

救急担架が収容できるエレベーターは区別できるように色をつけてください。

(3) 協議書・協議結果報告書 各1部（※19条協議に該当する場合）

まちづくり調整課からお受け取りください。

2 協議結果の通知

申請受付から1週間程度で協議結果の通知についてご連絡します。

3 お問合せ先

川崎市消防局警防部警防課 開発担当

電話 044-223-2607

ファクス 044-223-2619

協議結果申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市消防局長

申請者 住所

氏名

川崎市開発行為等に関わる協議実施要綱に基づき、協議した結果は次のとおりです。

- 1 区分
- 2 事業区域の位置
- 3 建築物等の概要等
- 4 協議結果事項
- 5 担当者連絡先

記載例

協議結果申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市消防局長

申請者 住所

氏名

申請者は対象事業者と同一となります。

川崎市開発行為等に関わる協議実施要綱に基づき、協議した結果は次のとおりです。

1 区分

「建築行為」または「開発行為」とご記入ください。

2 事業区域の位置

事業概要書または協議書に記載の位置をご記入ください。

3 建築物等の概要等

計画概要をご記入ください。

例) 「戸建住宅〇戸」「共同住宅〇戸〇階建て〇棟」等

4 協議結果事項

意見伝達書に記載の項目について協議した結果をご記入ください。

① 消防水利について

例) 「消防水利は既設消防水利で充足している。」「新設消火栓を〇基設置する。」
「防火水槽 4 0 m³を〇基設置する。」

② はしご自動車の活動について

例) 「建物東側にはしご自動車の活動空地を設ける。」
「道路狭隘等により活動不可である。」

③ その他の施設について (エレベーター等)

例) 「エレベーターは救急担架が容易に収容できる構造とする。」

5 担当者連絡先

協議結果通知の交付についてご連絡しますので、必ず電話番号と担当の方のお名前をご記入ください。